

# 『私たちも病院ではなく地域で暮らしたい 9.26集会 in 長野』開かれる



参加と平等

県推協新聞

第424号

2015年10月 28日

毎月一回 28日発行

郵便振替口座/00580

—9—2534・障県協

購読料; 年額 360円

(会員の購読料は会費及び寄付金を含む)

発行人	発行所	発行
松丸道男	〒三八一〇〇三四 長野市高田中村二七六一八 長野県労働会館一階 電話〇二六(二六四)五二五六 FAX〇二六(二六四)五二五六	障害者の生活と権利を守る 長野県連絡協議会

精神障がい者も病院ではなく地域で暮らしたい信州ネットワークの主催する集会在九月二十六日、長野市生涯学習センターで開催され、約百人が集いました。

主催者の挨拶に立った、ネットワーク代表の山本悦夫さんは、ネットワーク立ち上げと運動の経過を報告しました。そして、「多くの皆さんの協力により、病棟転換を可能にする県の条例改正は行われず、長野市も見送った」と感謝の言葉を述べ、「本日の集会でさらに学び合い、地域で当たり前前に生活できる社会づくり」と呼びかけました。

■DVD「やねは、びんがね」  
学習の導入として、昨年六月、全国の仲間が日比谷に集まった病棟転換型居住系施設に反対する大集会の様子、精神病棟の閉鎖を決めたイタリア・トリエステの取組み、関係者の声などをコンパクトにまとめたD

V Dの上映が行われました。大集会の当事者のスピーチには、この会の進行を務めている大堀さんも登場しました。大堀さんは八回に渡る入院の体験から、同じ苦労でも、「地域で生活できる苦労なら我慢できる」と訴えます。仲間たちは次々に、「病院の外の空気はおいしかった」「僅かでも、自分で稼いだお金で食べたオムレツはおいしかった」「たとえ短時間で、支えられながらも主体的に働くことのできる喜び」などを訴えます。

藤井克徳さん(JD代表)は、精神障がい者の歴史を日本と欧州などを比較して紹介しています。日本の精神障がい者は、かつては座敷牢に閉じ込められ、その後、精神科病棟中心となります。特に、一九六〇年代後半から病棟が急増し、現代版座敷牢となっていました。他方、イタリアのトリエステを中心とした「地域化」の取組みは、働きながら自立した生活を

- 紙面の案内**
- ◆P1~P4: 『私たちも病院ではなく地域で暮らしたい 9.26集会 in 長野』 開かれる
  - ◆P5: 「平成27年度長野県障がい者虐待防止・権利擁護研修」の感想
  - ◆P6: 「陳情書づくり」現場の意見・・・放課後デイサービス・・・
  - ◆P7: 長野県でもようやく、パーキングパーミットの導入が決まる
  - ◆P8: お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報を寄せて下さい。)



送ることを目指しています。一九七八年精神科病棟廃止の法律がで  
き加速しました。

二〇一四年に藤井さんはイタリ  
アを訪問しました。関わっている  
スタッフの熱意、障がいのある  
「個人に焦点をあてた」取組み、  
「自由、制約のない生活」に感動  
します。藤井さんは、国連「障害  
者権利委員会」代表に権利条約第  
十二条、十九条の解釈についてイ  
ンタビューしています。権利、平  
等、自由、自立など文面通り一人  
ひとりに具体的に保障していくこ  
との重要性が語られ、最後にバッ  
クミュージックに流れる、「イタ  
リアの仲間と歩いていけばよい」  
のフレーズが耳の奥に残ります。

■『私たち地域でこんな風に暮ら  
しています』

当事者、家族、支援者、ボラン  
ティア、支援者、市民のリレート  
ークが行われ、それぞれ次のように語  
りました。(要旨のみ)

○大石智之さん(当事者、宮田村心  
を支える仲間の会会長)

高校時代に精神科を受診。当時  
の自分自身の理解は、「精神科II  
入院」でした。医師に「二週間後  
に来てください」と言われ、「入  
院しなくてもいいんですか」と尋  
ねました。今は大学院の修士課程  
に在学中です。また、今年の統一  
地方選挙に立候補し再選され当事

者議員として活動しています。

「病院は病気の治療施設であっ  
て、住む場所ではありません」「治  
れば、すぐに退院させられるところ」  
です。精神科だけは「社会的入  
院」など特別の所です。特例で「医  
師の数も少なくて良い」など理解で  
きません。明らかに人権侵害です。

人権の問題では、立憲主義を否  
定する「戦争法」が強行可決されま  
した。戦時中のナチス・ドイツの精  
神障がいを中心とした障がい者虐殺  
の事実からも許せません。憲法の大  
原則を奪う状況を変えていきたい。

○山本悦夫さん(当事者、NPO法  
人ポプラの会会長)



四つの病院で十年間の入院生活  
を送りました。いつ退院できるのか  
不安でした。面会後のガシャガシャ  
という鍵の音が耳を離れません。入  
院中はいつも「良い患者でいよう」  
と委縮した自分がいました。入院中  
に姉(長女)や父が亡くなり葬儀に

も出られませんでした。長期入院に  
よりもう一人の姉とも疎遠になっ  
てしまいました。

退院してグループホームに行き  
ましたが、「もう自分はダメだ」と  
思っていました。でもグループホー  
ムには自由がありました。作業所で  
働く喜びも感じるようになりました。

「障害があっても地域で…」と  
当事者会ポプラの会を立ち上げ、活  
動を通して知り合った方と五十代で  
結婚しました。九年目になります。

幸せです。退院できてよかった。好  
きな詩吟を続け、ギターも新しく習  
いました。入院だけで一生を終わる  
のはもったいない、長期入院により  
いかに無駄な時間を過ごしているの  
か。人生を奪つものです。病院内に  
グループホームをつくることなど許  
せません。

○関田和子さん(当事者、絆の会メ  
ンバー)

今は、絆の会の運営するグルー  
プホームで生活しています。四三年  
間、「社会的入院」をしています。  
入院中も外出は比較的自由で  
ディケアなどに通っていました。退  
院を進められましたが、長期入院し  
ていると、「この方が安心だし、一  
生ここでいい」と思うようになって  
いました。その後、(年齢がしてく  
ると)入浴など短時間で済ませなけ  
ればならないなど、精神科病棟の生  
活が厳しくなってきました。

絆の会のメンバーに勧められ、

六五歳でグループホームに移りまし  
た。ゆっくり入浴できる自由があり  
ます。洗濯機も自由に使える。夕食  
づくりの手伝いもできます。旅行に  
行ったりもできます。長期入院して  
いる仲間は、「三食昼寝付きで、こ  
こが良い」といいます。外の世界を  
知って出てきてほしいと思います。  
来年七三歳になります。「生きがい  
のある人生を送れたら」と思いま  
す。

○高橋明さん(家族、NPO法人カ  
ナン理事長)

子どもは広汎性発達障害で義務  
教育は不登校のままでした。県外の  
全寮制の学校に入りましたが、一室  
六名の寮生活で異常な行動が出てし  
まいました。(中略)何とか就職し  
ましたが半年で発症してしまいました  
。精神科病棟の実態は知りません  
でした。治療によって自己肯定感を  
養ってけるところと期待していま  
した。自己主張するわが子は閉鎖病  
棟に入れられてしまいました。閉鎖  
病棟からの救出を努力しました。  
今後、入院させるつもりはありません。

医師は拘束を許されています。  
急性期の時、外部の力で抑えなけれ  
ばならないこともあり得ると思ひ  
ますが、拘束は人権を奪つこと  
です。拘束の権利を持っているから  
そ、人権意識を強く持たなければな



らないと思います。医療スタッフには、上から目線を強く感じます。病棟転換型居住系施設の施策にもその意識を強く感じます。

○竹内恒子さん(ボランティア、精神保健福祉ボランティア桐の会)

私たちの地域には二つのグループホームがあります。犬の散歩のとき、必ずあるグループホームの前を通ります。メンバーの皆さんがかわいがってくれ、ウインナーをくれます。犬はそのコースに私を引っ張っていくようになりまし

た。 スタッフが見守り、メンバー同士が支え合い、地区の行事にも参加、冬の雪かきなども当たり前になってくれています。

退院後、帰宅し家族とぶつかり再入院したメンバーが、グループホームで生活するようになってから落ち着いて、再入院せずに仕事にも通っています。

メンバーの皆さんは優しい。喜び、楽しみ、癒しなど私の方が大きな力をいただいています。こうしたお付き合いは日常の中の一部です。特別なものではなく当事者と触れ合える社会にならなければと思います。

○太田廣美さん(支援者、絆の会副理事長)

二八年前、精神保健支援ボランティア講座がきっかけとなり共同作業所職員となり二三年。仲間の皆さんと病気、家族、夢など様々なことを語り合ってきました。当時の施設は貧しく、利用できる社会資源も乏しく、「社会復帰の道は遠い」という状況でした。様々な協力があり、家族も頑張りました。何より、ポプラの様な当事者の会が立ち上がり頑張っています。

地域で安心して話せる場なども増えています。当事者も自信がついて人生に意欲的になり、就職や結婚も：苦勞はあっても、私が勇気付けられています。

医療が中心ではなく、障がいや病気があり生きていく困難はあっても、地域で生活したいという希望を支える医療であってほしいと願っています。性別や年齢ともかわりなく、「お互い様」を共有する社会であってほしい、またそのためにお金を使ってほしいと思います。

○戸崎公恵さん(点字翻訳家)

視点は違つかもしれませんが、一般市民の立場でお話しさせていただきます。ポプラとは、二〇〇六年大西さんの写真展で出会い十年間友好を温めてきました。精神病院という閉ざされた空間で生活している事実を皆さんに知ってほしいという。でも私は写真集に違和感を覚え、四十年間入院している方に話を聞きました。当時、私は「社会的入院」も知



りませんでした。多くの方々に聞き「たあくらたあ」三四号に記事を書きました。

大震災の調査のため、視覚障害のある方と福島に行きました。反原発運動をしているオーナーの宿泊先で宿泊を拒否されました。立場が変わると、見えなくなることがあります。

福島の八四歳の全盲の女性は、情報が入らず(非難もできず)五日間そのままの状態に放置されました。避難後も障害を理由に避難所を転々とし、認知症の人が入る養護老人ホームに入れられ、自由がなく「刑務所のような場所」と言います。仲間の手助けで逃げ出すことができま

した。どんな状況でも誇りをもって生きることが、病棟転換型居住系施設に立ち向かう原動力だと考えます。

■講演「病棟転換問題と人権運動を通して社会を変える」(要旨)

講師 長谷川利夫さん(杏林大学教授)

長谷川さんは、病棟転換型居住系施設問題に関し厚生省の検討会が取りまとめた案について、「根本思想の誤り」と指摘しました。「精神障害者の地域生活支援や段階的な地域移行のための病院資源の活用」との結論は、「障害がある」となると人と人として平等である」という法の精神や障害者権利条約の基本理念に真っ向から挑戦する考え方と強く批判しました。

リレートークの竹内さんの発言を評価し、「『近所付き合いができる』『市民として当たり前前生活ができる』ことが何より大切で、『病院で死ぬということ、病院内の敷地にある自分の部屋で死ぬということ』は大きな違いがある」という発言に、怒りを感じるのが当然」と述べました。

長谷川さんも二回ほど代理出席した厚生労働省の検討会の在り方も批判しました。まず、当事者委

員は二五名中二名しかいません、家族は一名のみで、当事者や家族の意見は全く生かされていません。さらに、検討会のまとめとして出された文面、「一定の条件の下に認めるべきとの意見が多かった」は事実と異なり、厚労省側の「先に結論ありき」の姿勢がそのまま反映されていると言います。

昨年六月二六日に開かれた病棟転換問題に反対する全国大集会とその後、自身の全国調査結果を紹介しながら、①病棟転換を可能にする都道府県、政令指定都市の条例改正について、見送った自治体が四割を超えた。②実際に病棟転換、敷地内グループホームを作らせなかった。③様々な障害、立場の人たちが違いを乗り越え共に闘うことができていない。④問題を「社会化」することに成功した。と評価しました。

一方、病棟転換を進めようとする勢力の動きに注意が必要としました。(公社法人)日本精神科病院協会は、意図的なニーズ調査を実施し、「賃貸住宅やグループホームを病院敷地内に設置した場合、この患者さんの退院可能性は、五四・八%で十%上昇している」と報告しています。

これからの活動について、①権利は、闘わなければ実現しない。②「人権、公正、平等」と共有できる正義を広める。③共感をベ

又にも集まる。と提起しました。参加者の質問にも応えながら、「病院ではなく、障害を持たない市民と同じように地域のアパートやマンションや持ち家を選択して生活できるようにすることは多くの人が共感できることだと思います」「あれやこれやの要求をまとめて訴えるのではなく、この共感できる一点を掲げて活動を続けることが大切です」と語りました。

日本の精神科医療の課題は、病棟転換問題だけではなく、指定医不正事件、差別的な精神科特例、情報公開の重要性(病院訪問活動などが大切)、権利擁護活動等々たくさんあります。身体拘束の課題や虐待の問題なども映像や資料を示しながら指摘しました。

## ■アピール

精神科病棟に入院している人たちは、現在日本で約三二万人と言われ、世界の病床数の五分の一を占めます。世界で最多です。退院できるのに、治療も受けずに入院している「社会的入院」と言われる人が八万人とも十万人ともいわれ、国も地域移行を進めてきました。

ところが国は、二〇一三年秋に、地域移行に逆行する施策を打ち出しました。精神科病棟内の敷地に住む場所をつくる施策に対し、当事者中心に全国で反対の運動が広がりました。

それにもかかわらず、昨年七月一日、厚生労働省が、精神科病棟を居

住系施設に転換することを容認したのです。その検討委員会二五名の委員に当事者はわずかに二名で、私たちの問題であるのに、当事者の反対の願いは施策に反映されませんでした。

昨年一月に日本も国連障害者権利条約を受け入れました。権利条約十九条に「この条約の締結国は、障害のあるすべての人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務付けられない」とあります。私たちは元々「どこに誰と住むか」を自分で選択できる大切な権利をもっています。病院内の施設がいくら新しくても、外に昼間出かけられても、本当の自由はありません。

入院していたころは、季節の移り変わりを感じなかったし、感じられなかった。地域で暮らす今は、秋の風に吹かれて、山や木々の色が移り変わっていくのを肌で感じていきます。大きく息を吸うと、澄んだ秋の空が目に入ります。ぬかるんだ道でも自分の足で決めたところへ歩いていけることに喜びを感じます。病院にいて慣れた、何も感じられなくなっていた頃と比べ、今は「生きていく」という実感があります。

会いたいときに会いたい人に会えたり手紙も出せたりする喜びがあります。鍵がかけられることがないで、好きな場所へも自由に行ける

し、時には旅行や趣味も楽しめる幸せ。働いたり、好きな料理を食べたり、作ることもまた喜びです。

新しい人たちとの出会いがあって、自然や人と触れ合う喜びもあります。自分の中から自然に豊かな感情が湧いてくることに驚きを感じることがあります。

好きなことに熱中したり、自分の願いをかなえるために頑張ってみたりも出来ます。お気に入りの洋服を選んで着たり、時には好きな香りで癒されたり、自分の好きな時に入浴してゆったりすることも幸せです。洗濯をして清潔な衣服を身に着けることもできます。

落ち込んだ時には、家族や友人のことばと笑顔に癒されます。

「自分らしく生きていいのだ」と思え、誇りと自信と希望を取り戻すことができます。人と支え合いながら力をもらって営む生活は、感謝の念に堪えません。

私たちは障がいがあってもそんな風に、一人の人間として誇りをもって生きていきたい。そのためにも、精神科病棟に住む場所として利用していくことに断固として反対します。障がいがある人もない人も安心して暮らせる地域社会の実現のために、ここに集まった皆さんとともに力を合わせていくことを決意します。

二〇一五年九月二六日

参加者一同

# 平成27年度 長野県障がい者虐待防止 ・権利擁護研修」の感想

長崎 勤（長野盲学校教諭）

○主な内容と長崎の雑感を記します。「↓…」に続く箇所が個人的感想です。

日時：十月五日（月）十三時～十六時 会場：県庁講堂

○講義

平成二七年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の報告（上小圏域障害者総合支援センター。橋詰 正）

平成二七年八月に厚生労働省が実施（公益社団法人 日本発達障害連盟に委託）した研修の内容から、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待が起こる背景や、虐待を防止するための取り組み等について学習。

↓フジテレビ系で今春に報道された、山口県での（おそらく事業所ぐるみと思われる）虐待事例等を紹介しつつ、あるべき心構えや組織作りについて論じた。

○グループワーク（全体進行：親愛の里松川、宮下 明）

モデル事例を通し、一八グループ（約八人ずつ）に別かれ参加者間で意見交換

・虐待事案が起きた場合の対応について

・虐待事案からの立ち直り、施設内での研修の実施方法について。

・業務の振り返り及び今後の虐待防止への取組について

↓私は第九グループに参加。現場で働く皆さんの事例に対する適確な指摘はさすが。（当たり前ですか？）終わりごろには「対応する人を増やす資金の増額を」との本音も。全くその通りと、小さく拍手。

○総評（長野県健康福祉部障がい者支援課）

伝達研修実施報告について（長野県健康福祉部障がい者支援課）

施設内での伝達研修を実施した際

の県への報告方法について確認。

↓この日の研修会そのものが各事業所で伝達研修を行うための手続きに過ぎなかったのではないかと？施設長や虐待防止の責任者クラスが集まったこの日の会では、文字通り「釈迦に説法」。こういう形式的な研修でなく、県は優良事業所を育て、不良な事業所を見分け、ことに時間・経費・労力を費すべき。

・最後に話した、おそらくこの会の責任者は、県障害者スポーツ大会で駐車場誘導をした時の感想として「あいさつができる施設員や施設利用者たちのいる所は、よい施設のように思える。こういうこととが出来・不出来が虐待の入口になるだろう。」と発言。各施設の活動を励ますというより、どうも命令調に聞こえてしまった。

以下は当日のアンケート回答として、後日にメールにて届けた内容の一部です。

⑧グループワークはいかがでしたか。ふっつう

その理由 各現場をよく知る人が多い中で、そう異なる意見は出な

い。

⑨開催地域及び会場はいかがでしたか。ふっつう

⑩今後、研修の開催時期はいつ頃がよいですか。（複数選択可）

その理由 よくわからない。

⑪その他、今回の研修についてご意見があれば、教えてください。

・事前にテキストデータでの資料提供をしていただき、感謝いたします。

⑫今後の障害者虐待防止・権利擁護研修について、ご意見・ご要望があれば、教えてください。

・虐待防止の心構えが社会全般に広まることは、各事業所における実行の入口になるものと思う。

また、その心構えを実行するには、人・物・資金等、最低限の条件がある。一般向け研修会を企画したり、障がい者や家族が安心してきる事業所をどう支えるのかについて、県は虐待防止・権利擁護の観点から施策を進めて欲しい。





# 「陳情書づくり」 現場の意見

## 「NPO法人 未来スペース」

### 放課後等デイサービスを

### 始めて感じることに

昨年の七月に放課後等デイサービスを開始して1年がたち、現在二三名程の子ども達が利用しております。

この一年に一番シレンマを感じていることは、お金の問題です。

色々な特性を持った子ども達を支援していくには、職員の高質の向上と人員配置がとて大切で重要なことですが、現在の放課後等デイサービス給付費では社会福祉士や介護福祉士の資格を持った職員の希望金額（年間三二〇万以上）

を支給できません。それでも、内情を説明して職についてもらっても金銭的に苦しいので児童に対して職員の人数が足りない状態です。職員の負担（分単位の送迎、一人で多くの子ども達の支援など）が大きく、社会福祉法人など他の職場へ移ってしまいます。そうなるに専門職員の加算が付かなくなり給付が減った

り、職員の高質が落ちて子ども達への適切な支援が出来ない状態になります。障がいを持った子ども達が将来に向けて大きく成長するにても大切な時期を適切な支援が出来ない苦しさやシレンマだけが残ってしまいます。

学校の先生や親御さんとの支援会議に参加すると学校の先生の真剣な思い、自立して欲しいと願う親御さんの思いは痛いほど伝わってきます。私たちが出来ることは、一生懸命に真剣にやらなければと毎回感させられる会議です。

そんな毎日で感じることは、①事業が軌道に乗るまでの準備助成金や補助金の必要性（立ち上げ時から職員の確保が出来る、必要な設備を整えられる）。②職員の高質の向上を目的とした講演会や研究会を各事業所

の申し込みに任せるのではなく定期的に行なって頂きたい。③設立初期に福祉専門職員の派遣。などをお願いで来たらと思います。市町村に任せておくのではなく子ども達の将来を考えお力を頂けたらと強く思います。

次に立ち上げ時に思ったこと

は、私たちは小さなNPO法人です。私達は場所を探すところから始めました。まず、障害児童をお預かりする事業ですと伝えますと「家が壊れるから」と貸して頂けません、何とかお借りできても危険災害区域だったり、設備面で整える資金が足りず何とか工面をして福祉施設の法律上一〇〇㎡未満で児童十人のお預かりを開始しましたが、一〇〇㎡未満で十人では障がいを持った子ども達には狭すぎてストレスを感じている子ども達が多くいます（たくさんの子と過ごせない、多動で部屋を動き回らないと居られない、個別の支援が出来ないなど）。ここでももっと広い場所がと思いますが、消防法の関係で設備（スプリンクラーの設置、消火設備の設置）にお金がかかります。ここでも、設

備が整った場所の提供をして頂けたらと思います。

もう一つ思うことは、加算の内訳が分かりづらく県への申請や国保連への請求に困難します。誰が見ても分かるようにして頂けると請求事務や申請がスムーズに行えます。

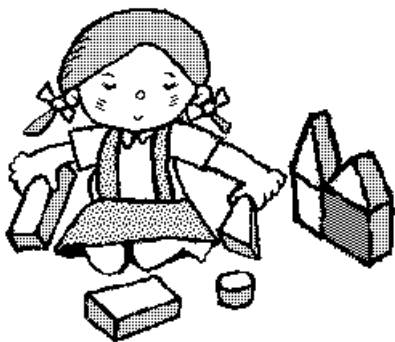
また、開始して一年の事業所ですがこれから子ども達の未来が明るくなるよう支援していきますので、小さな事業所でも安心して運営が出来、専門的な支援を行えるよう宜しくお願い致します。

特定非営利活動法人

みんなの居場所未来スペース

理事長 合津 忠

副理事長 田中 はる美



## 長野県でもようやく、パーキングパーミットの導入が決まる。

そのため今、県内の障害者関係団体に、実施をするにあたっての意見を求めています。パーキングパーミット(Parking permit)とは、身体障害者用駐車場を利用する際、利用許可証を発行する制度です。

利用許可証を発行し正規の利用者が判別できるよう にしている。2006年7月に佐賀県で初めて導入をし、現在は30府県2市で導入をしています。



### (参考資料)

## 佐賀県パーキングパーミット制度に新たな駐車場が誕生

佐賀県では全国に先駆けて、平成18年に「パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度」を開始しました。これは身障者用駐車場を必要とする方に利用証を発行し、適正なスペースを確保する制度です。身体障害者の方はもちろん、高齢者や、妊産婦、けが人など、広く歩行困難な方を対象とし、また、“車”ではなく“人”に利用証を交付したことが特長です。現在では、全国12県3市（平成22年2月末時点）に広がっています。

これまで1万人以上の方が利用し、「便利になった、非常に助かった」という多くの声が寄せられてきました。しかし、車いす利用者から「利用者が増えて、身障者用駐車場に駐車できないこともある」という意見もいただくようになりました。

そこで、この取組みを更に一歩進めて「パーキングパーミットプラスワン運動」を始めました。これは、県内に1,000ヵ所以上ある協力施設に、身障者用駐車場に加えて出入り口近くの一般駐車スペースをもう1台分「パーキングパーミット専用スペース」として用意してもらおうという取組みです。身障者用駐車場は、車いす利用者がスムーズに乗降できるよう幅が広がっていますが、利用者の中には、歩行困難でも一般駐車スペースで乗降可能な方もいることに着目しました。この運動を通じて、利用者全体の利便性を一層向上させます。

こうした一般駐車場をパーキングパーミット制度の対象にするのは、全国初の取組みです。佐賀県は、これからも「パーキングパーミット制度」のトップランナーとして、この制度をもっと使いやすく、より良いものにしていきます。

今年12月に嬉野市で開催する「第5回ユニバーサルデザイン全国大会」でも、パーキングパーミットについて情報発信していきます。



一般駐車場用の「パーキングパーミット」の表示



# お知らせコーナー



## ●障害者の生活と権利を守る 全国集会・中央行動

＜全国集会＞

日時 2015年11月23日(月・祝日) 10:00~17:00

会場 戸山サンライズ

内容 記念講演、要求分科会(交渉先省庁別)

＜中央行動＞

日時 2015年11月24日(火) 10:00~16:00

国会 衆議院第2議員会館(予定) 厚生労働省、文部科学省、国土交通省、総務省等との交渉

☆問合せ・申し込み 詳細は、早めに当会事務局へ

## ●だれもが安心できる介護保険制度を考える県民集会

日時 11月22日(日) 13:00~16:30

会場 信州安曇野イベントホール スイス村 サンモリッツ

内容 基調講演及び利用者・家族、介護現場、行政関係者や地域活動などの意見表明・報告

主催 介護保険をよくする信州の会 ☎0263-36-1390

## ●聴覚障害者対象 生活講座

日時 11月1日(日) 13:00~15:00

会場 松本市総合社会福祉センター 4階大会議室

内容 「自分に合った生活を考える お金の使い方、ため方、増やし方」

## ●介護・認知症 なんでも電話相談

相談日 11月11日(水; いい介護の日)

時間 10:00~16:00

相談電話 フリーダイヤル 0120-287-060 (無料)

ファックスでもお受けします 026-223-1291 (有料)

主催 長野県社会保障推進協議会 ☎026-223-1281



## ●「障がい者と支援者のための年金教室」

日時 11月3日(火) 13:30~

会場 市民交流センターえんぱーく(塩尻市)

内容 障害年金支給判定の新たなガイドライン

事務局 TEL080-6938-6092 (障害者・家族の参加無料)

## ●県推協 2015年 県との陳情懇談会

日時 12月22日(火) 12:15 県庁1階ホール集合 打ち合わせ

会場 13:00~16:00 県庁議会棟4階特別会議室

※お願い; 出席希望者は、12月10日までに下記の

県推協事務局までお知らせ下さい。

障害者・家族の積極  
的なご参加を!



◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail; suishin2007@yahoo.co.jp